

表彰委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における表彰委員会に関する必要な事項を定めるものである。

（表彰委員会の役割）

2. 表彰委員会（以下、委員会という）は、表彰規程に定める各賞の募集ならびに候補者の選考に関する事項を統括管理する。

（表彰委員長および表彰委員の選任）

3. 表彰委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
4. 委員長は会員の中から若干名の表彰委員を推薦し、理事会の承認を得る。

（表彰委員会の運営）

5. 委員長は委員会を招集、運営するものとする。
6. 委員会における審議の結果は理事会に報告するものとする。

（その他）

7. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年9月1日 制定（理事会承認）